

四日市市選管告示第13号

令和5年4月9日執行の三重県議会議員選挙における期日前投票所を開く時刻を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項で読み替えて準用する同法第40条第2項の規定により告示する。

令和5年3月31日

四日市市選挙管理委員会

委員長 渡邊 八尋

期日前投票所	場 所	期日前投票所を開く時刻
商業施設	四日市市安島一丁目3番31号	午前10時00分
期日前投票所	トナリエ四日市4階わくわく・ふれあい広場	

(選挙管理委員会事務局)